

## 船橋市前原商店会フラッグ広告契約書

船橋市前原商店会(以下、甲という)と(以下、乙という)とは甲の管理するJR津田沼駅通りに設置した前原商店会街路灯(以下、街路灯という)に乙のフラッグ広告(以下、広告という)を取り付ける事について、次の通り契約(以下、本契約という)を締結する。

### 第1条(使用目的)

甲は、乙が街路灯に宣伝活動を目的とした広告を設置することを認め、甲が賃貸し、乙はこれを賃借する。尚、その他の目的には一切使用しない事とする。

### 第2条(広告期間)

本契約の賃貸借期間は、2021年4月1日より2022年3月31日迄の12ヶ月間とする。

### 第3条(契約更新又は解約)

乙は、甲に対し広告期間満了の1ヶ月前迄に、契約更新又は解約の意向を書面により知らせる事とする。

### 第4条(広告掲載場所)

乙は、前条の広告期間中、下記指定場所に広告を掲載することが出来るものとします。

街路灯番号 No :

合計 面

### 第5条(広告期間掲載料と広告製作費)

- 1、別紙見積書記載の通りとする。
- 2、乙は、広告期間掲載料と広告制作費を速やかに甲の指定口座に入金する。尚、振込み料は乙の負担とする。
- 3、前項1及び2の振込先 千葉銀行 津田沼駅前支店 普通預金3598330  
口座名 前原商店会フラッグ 会長 大塚 智明

### 第6条(乙の義務及び承諾事項)

- 1、乙は、甲に広告内容を事前に書面にて提出し、承認を得た広告のみを掲載する。
- 2、広告掲載物の作成および掲載、撤去作業は甲指定の業者とする。
- 3、広告掲載期間中は、甲は善良なる管理者として管理をする。
- 4、広告掲載物に不測の損害があった時は、甲乙協議して現状を回復するものとする。
- 5、乙が、本契約及び甲の規約に違反した時は、乙の費用で即時撤去するものとする。

#### 第7条(禁止事項)

広告の使用権について、転貸や担保の為に供することは勿論、権利譲渡の行為は一切出来ないものとする。

#### 第8条(指定外事項)

本契約に定め無き事項については、甲の街路灯広告に関する規約を基本とし、慣例を踏まえて、甲乙協議により決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

2021年 月 日

甲 住所 千葉県船橋市前原西2丁目13-13 大塚ビル 1階  
名前 船橋市前原商店会  
会長 大塚 智明 ㊟

乙 住所  
名前 ㊟

以下余白